

第23期第3回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年5月22日（木）15時から
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

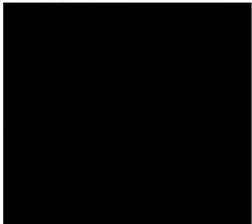
2 議 題

- (1) 松浦海区における漁場計画（案）について（答申）・・・・・・・・・・P1～P11
- (2) 特定水産資源（まさば・ごまさば）に係る令和7管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）・・・・・・・・・・P12～P15
- (3) 令和7年度潜水器（うに簡易潜水器）漁業特認許可方針（案）に
ついて（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16～P19
- (4) その他

水産第 516 号
令和 7 年 4 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



松浦海区における漁場計画の樹立について（諮問）

松浦海区における定置漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 4 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

なお、答申は令和 7 年 5 月 30 日（金）までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

松浦海区における定置漁業 の漁場計画（案）

定 置 漁 業

1 定置漁業

(1) 公 示 番 号 松定第1号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 定置漁業

イ 漁業の名称 雑魚落網漁業

ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

(3) 地 元 地 区 唐津市神集島

備考

存続期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日

漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松定第1号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市神集島 黒瀬地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度31分55秒 東経 129度58分37秒 点イ：北緯 33度32分 7秒 東経 129度58分59秒 点ウ：北緯 33度31分46秒 東経 129度59分 7秒 点エ：北緯 33度31分51秒 東経 129度58分35秒	唐津市神集島	個別漁業権	

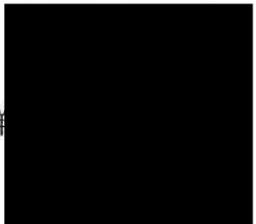
定置漁業権図



水産第655号
令和7年5月16日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に係る令和7管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当 伊藤、江頭）

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

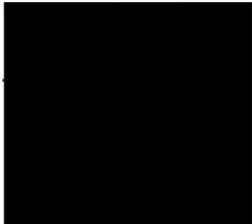
特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば及びごまさば対馬暖流系群	現行水準	0.06%	108
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

水産第690号
令和7年5月16日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



令和7年度潜水器（うに簡易潜水器）漁業特認許可方針（案）に
ついて（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業
調整規則第11条第3項、第15条第2項の規定により、貴会の意見を求め
ます。

担当：水産課漁業調整担当 吉田
電話：0952-25-7145

令和7年度潜水器漁業（高島・神集島地区特認）許可方針 （案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

うに簡易潜水器漁業（特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

共同漁業権者が認めた数

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内。

ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内に限る。

（5）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市高島又は神集島において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- ④ 潜水士免許を取得している者
- ⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ⑥ 適切な資源管理を実践できる者

⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

第3 申請すべき期間

令和7年5月 日 から令和7年6月 日 まで

第4 条件

- (1) ムラサキウニ、ガンガゼ以外のものを採捕してはならない。
- (2) 操業中は、共同漁業権者と取交した、協定書（写し）を携帯しておかなければならない。
- (3) 潜水器漁業を行うときは、潜水従事者以外に、操船資格を有する者を1名以上乗船させなければならない
- (4) 1日の操業で使用するボンベは、200気圧ボンベ2本以内とする。
- (5) 操業時間は、午前7時00分から午後5時00分までとする。
- (6) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶で、かつ許可証に記載されている船舶を使用すること。
- (7) 操業中は、国際信号旗A旗板及び県が指定する操業標旗（船舷3.0メートル以上の高さ）を掲げなければならない。
- (8) 操業期間終了後、漁獲成績報告書を提出すること。

(標旗) 地色：赤 色
字色：白 色

